No	4280922

事務事業票

所管部長等名	建設部長　湯野　孝
所管課・係名	建築指導課　指導係
課長名	宮端　晋也

評価対象年度	平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	建築行政事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2	
施策の体系(八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大ー中ー小)	3	—	12	—	01	
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目					
	具体的な施策と内容	1	住環境の整備		施策小項目					

事務事業の概要(全体事業の内容)	合併前の平成13年度から建築行政を実施する自治体として、特定行政庁の権限で建築許認可及び建築に関する指導等を行い、建築主事の権限で建築確認、検査を行っている。その他建築物関連の「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」、「長期優良住宅普及促進法」、「低炭素化法」及び「建築物省エネ法」に基づく認定事務を行っている。また、県からの移譲事務として「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議、「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査を行っている。その他、建築主事を置く市町村として、循環型社会を目指した「建設リサイクル法」、資源の有効利用や使用の合理化を進めるための「省エネ法」、建築及び建築設備の維持管理に関する「定期報告」に対する審査を行っている。
実施手法(該当欄を選択)	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他(　　)
補助金事業該当	○ 補助金(主な補助先:　　)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	建築基準法、バリアフリー法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、低炭素化法、省エネ法、建設リサイクル法他

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務(該当欄を選択)	
	合併前	未定		● 1 義務である ○ 2 義務ではない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象(誰・何を)	建築主、設計者、許認可申請者、事業者、建築物所有者(公共、民間)など

事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
・建築確認、完了検査 ・建築許可、認可、道路位置指定等 ・「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」、「長期優良住宅普及促進法」、「低炭素化法」、「建築物省エネ法」に基づく認定 ・「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議事務 ・「建設リサイクル法」、「省エネ法」に基づく届出の審査 ・「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査 ・「八代市違反建築物指導要領」に基づく指導 ・その他、建築物防災週間、違反建築物防止週間における建築物の立入指導、指定確認検査機関に対する立入指導等 ・住宅金融公庫業務委託による審査	建築基準法第4条第2項に基づき、建築主事を置いて特定行政庁として建築行政を実施することにより、市民に身近な立場で、地域の特色を生かしたまちづくりの推進や建築主等に対する事務処理の迅速化につなげ、地域環境の保全と共に住民サービスの向上を図る。

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費)(単位:千円)		1,816	1,988	2,191	2,767			
財源内訳	国県支出金	1,149	1,213	936	1,031			
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	667	775	1,255	1,736			
	一般財源(特別会計→事業収入)							

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	建築確認審査件数	件	計画	－	130	152	152	152	152
			実績	146	161	116	107	122	－
②	指定確認検査機関審査件数	件	計画	－	400	496	496	496	496
			実績	459	528	485	456	414	－
③			計画	－					
			実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	完了検査率	熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。（H29.4.1時点、工事中除外）	%	計画	－	100	100	100	100	100
				実績	97.9	99.4	98.4	99.0	96.3	－
②	指定確認検査機関完了検査率	熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。（H29.4.1時点、工事中除外）	%	計画	－	100	100	100	100	100
				実績	99.0	99.0	100	100	99.2	－
③				計画	－					
				実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	・建築行政の推進は、市総合計画において、建築規制の実行性の確保のため、「住環境の整備」における具体的な施策の一つとして位置づけられている。 ・本市は県下第2の都市であり、平成6年度から建築基準法第97条の2に基づき限定特定行政庁として、平成13年度から同法第4条第2項に基づき一般特定行政庁として建築行政全般の事務を行っている。 ・地域に根ざした迅速で効率的な行政ニーズに対応するためには、市が事業主体であることは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	・建築基準法に適合する建築物の適法性を確保するために完了検査率を向上させる必要があり、完全実施を達成するため、随時、工事の進捗状況、督促を実施している。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	・建築基準法により、建築行政は県及び建築主事を置く市町村でなければ行うことができず、民間委託、指定管理者により実施することはできない。 ・建築基準法に基づく事業であり、他に類似事業はない。 ・建築基準法の理解及び解釈を必要とする建築確認、検査の業務、違反建築物等に対する指導、その他関係法令に基づく事務全般が建築の専門知識を要する事務であり、非常勤職員等による対応は困難と思われる。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　● 5 市による実施（現行どおり）　6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 受益者負担の適正化を図る観点から、適宜、実状に即した手数料の見直しを検討し、事業の効率化を高めることとしたい。

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4280923

事務事業票

所管部長等名	建設部長　湯野　孝
所管課・係名	建築指導課　指導係
課長名	宮端　晋也

評価対象年度	平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2
施策の体系(八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大ー中ー小)	3	—	12	—	02
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	住環境の整備		施策小項目				

事務事業の概要(全体事業の内容)	バリアフリー化のための改修工事を実施する公共性の高い民間建築物に対し、その整備費用の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の整備を促進する。 (事業開始年度　平成8年度)
実施手法(該当欄を選択)	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他(　　)
補助金事業該当	● 補助金(主な補助先：公共性の高い民間建築物の所有者　　)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	バリアフリー法、熊本県やさしいまちづくり条例、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務(該当欄を選択)	
	合併前	未定		○ 1 義務である ● 2 義務ではない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象(誰・何を)	公共性の高い民間建築物の所有者

事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
・対象建築物は、店舗、診療所、飲食店、理容・美容室など公共性の高い民間建築物(特定建築物)で、自動ドア、誘導ブロック、多目的トイレ、エレベーター、案内表示など(特定施設)の改修費用に対して補助を行う。 ・補助率は2/3(県1/3、市1/3)。補助の限度額は200万円又は50万円。 ・これまでの事業実績　22件	事業の広報、周知を行い民間建築物所有者のユニバーサルデザインに対する理解を深め、公共性の高い民間建築物のバリアフリー化を支援することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の普及を図る。

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費)　(単位：千円)					1,000			
財源内訳	国県支出金							
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)				1,000			

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	事業の相談、事前協議件数	件	計画	－	3	3	3	3	3
			実績	2	2	1	9	2	－
②			計画	－					
			実績						－
③			計画	－					
			実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付件数	バリアフリー化された民間建築物の普及件数を指標として設定した。	件	計画	－	1	1	1	1	1
				実績	1	0	0	0	0	－
②				計画	－					
				実績						－
③				計画	－					
				実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	妥当である ● 概ね妥当である 妥当でない	【計画の位置付け】 誰もが利用しやすい建築物を整備促進することにより、「安全で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 事業利用件数が低迷していることから、事業利用者のニーズには、対応が遅れてきていると判断する。 【市が関与する必要性】 本来、整備義務のない小規模建築物が事業を活用することができることから、市が主体となって取り組む事業であると判断できる。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	有効である 概ね有効である ● 有効でない	【事業の達成状況】 事業利用件数が低迷していることから、あまり順調ではないと判断する。 【事業内容の見直し】 事業利用の低迷の要因として、事業者、建築関係業者への認知度が低いことが考えられることから、周知方法の改善や事業利用者にとって利用しやすい制度となるよう今後も県との協議が必要であると考える。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	現行どおりでよい ● 見直しが必要	ここ数年事業実績がないことことから本事業のあり方を見直す必要がある。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）	2 民間実施	3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等）
	● 4 市による実施（要改善）	5 市による実施（現行どおり）	6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 事業概要や制度趣旨からは今後も継続したい事業であるが、利用するにはハードルが高く、相談等があっても補助申請まで至らないケースが多い。また、ここ数年の実績もないことから事業廃止もやむ得ないが、誰もが利用しやすい公共性の高い建築物のストックの充実は必要であり、今後は相談等があった場合、補正予算等で対応したい。		

外部評価の実施		有 ： 他の制度による外部評価	実施年度	平成22年度
改善進捗状況等	H28進捗状況	2. 一部対応		
	H28取組内容	県の要綱改正に伴い、市の要綱においても改正を行い、一部事業メニューの見直しを行った。		

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4280924

事務事業票

所管部長等名	建設部長　湯野　孝
所管課・係名	建築指導課　指導係
課長名	宮端　晋也

評価対象年度	平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	老朽危険空き家等除却促進事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2	
施策の体系(八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大ー中ー小)	3	—	12	—	03	
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標	4	“やつしろ”の発展を支えるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目	2	暮らしの拠点づくり			
	具体的な施策と内容	1	住環境の整備		施策小項目	1	「生活基盤」の整備			

事務事業の概要(全体事業の内容)	地域の生活環境及び周辺住民に危険、不安等の影響を与えている老朽化し、危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を行う所有者等に対し、その除却費用の一部を補助する。
実施手法(該当欄を選択)	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他(　　)
補助金事業該当	● 補助金(主な補助先：老朽危険空き家の所有者等　　)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	八代市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務(該当欄を選択)	
	平成24年度	未定		○ 1 義務である ● 2 義務ではない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象(誰・何を)	老朽危険空き家又は敷地の所有者若しくは相続権利者

事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
・老朽危険空き家の除却費用に対して補助を行う。 ・補助金の額 補助対象経費(解体工事×8/10)の2/3の金額　上限　60万円	老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を促進することにより、地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等の解消を図る。

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費)　(単位：千円)		16,942	13,275	22,910	24,005	36,000	36,000	36,000
財源内訳	国県支出金	8,469	4,676		12,000	18,000	18,000	18,000
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)	8,473	8,599	22,910	12,005	18,000	18,000	18,000

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付件数	件	計画	－	40	30	30	80	40
			実績	14	42	33	26	70	－
②			計画	－					
			実績						－
③			計画	－					
			実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	老朽危険空き家に関する苦情、相談件数	老朽危険空き家が除却され、地域の生活環境や周辺住民の危険、不安等が解消された指標として設定した。（不安等が解消されていくことにより、相談件数が減少していくことになる。）	件	計画	－	50	40	30	30	30
				実績	71	74	23	71	39	－
②				計画	－					
				実績						－
③				計画	－					
				実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【上位計画との関連】 「老朽危険空き家」を除却することにより、「安心で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 空き家問題については、全国的な問題となっており、本市においても空き家に関する苦情や問い合わせは多数寄せられており、市民のニーズは高いと判断される。 【市が関与する必要性】 「老朽危険空き家」を放置しておくことは、防災、防犯上危険である。地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等を解消するため除却促進の補助金を交付することは、有効な手段と判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業の達成状況】 実施予定戸数を上回る申し込みがあっており、地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等の解消に効果が上がっていると判断する。予定戸数については、実施状況を見ながら検討する。 【事業内容の見直し】 事業の達成状況は順調であるが、事前調査申込が募集予定戸数を上回っていることから、募集予定戸数について検討する必要がある。また、総合的な空き家対策としては、関係部署と連携できる事業内容の修正は必要であると思われる。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	【民間委託等】 老朽危険空き家の除却を行う者に対し補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。 【他事業との統合・連携】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【人件費の見直し】 老朽危険空き家は、周辺住民からの苦情対応や建築物所有者について権利関係を調査する必要があることから、非常勤職員等による対応は不向きであると判断する。 【受益者負担の適正化】 事業の達成状況は順調であり、今後の事業利用状況の推移を見ながら検討していきたい。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　5 市による実施（現行どおり）　● 6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 例年予定戸数を上回る申し込みがあり、本事業に対する市民への周知はされており、事業実施により周辺生活環境の改善、周辺住民の不安解消等の効果は確実に上がってきている。 　今後は、申込件数の増加に対応するため規模の拡充等を行うと共に、高齢化や人口流出を背景とした空き家の増加は大きな社会問題となっていることから、総合的な空家対策について、体制を含め全庁的に検討する必要がある。

外部評価の実施		有：外部評価	実施年度	平成26年度
改善進捗状況等	H28進捗状況	3.　現状推進		
	H28取組内容	熊本地震の影響もあり、問合せや事業利用希望者が急増したことにより、補正予算にて当初の予定戸数を倍増して対応した。		

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4280925

事務事業票

所管部長等名	建設部長　湯野　孝
所管課・係名	建築指導課　指導係
課長名	宮端　晋也

評価対象年度	平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	民間建築物耐震化促進事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2	
施策の体系(八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大ー中ー小)	3	—	12	—	10	
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目					
	具体的な施策と内容	3	耐震化の推進及び建築物の安全対策		施策小項目					

事務事業の概要(全体事業の内容)	・昭和56年以前に着工した戸建木造住宅及び大地震の際に倒壊により道路を閉塞させるおそれのある緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、その耐震診断の費用の一部を補助するもの。 ・耐震診断の結果耐震性が低いと判断された建築物の所有者に対して耐震改修工事費用の一部を補助するもの。 ・平成29年度より、戸建て木造の耐震化については、「平成28年熊本地震復旧復興基金交付金」を活用し、「耐震改修改修設計」、「耐震改修工事」、「建替え工事」、「耐震シェルター工事」へと事業業メニューの拡充・見直しを行い木造住宅の耐震化の促進を図ることとした。
実施手法(該当欄を選択)	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他(　　)
補助金事業該当	● 補助金(主な補助先：耐震性が低い住宅の所有者　　)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、八代市民間建築物耐震化促進事業補助金交付要領

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務(該当欄を選択)	
	平成20年度	未定		○ 1 義務である ● 2 義務ではない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象(誰・何を)	・昭和56年以前に着工した戸建木造住宅、緊急輸送道路沿道建築物 ・昨年の熊本地震で被災した戸建て木造住宅

事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
・戸建て木造住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、戸建て木造住宅の耐震改修に要する費用に対して補助を行う。 ・戸建て木造住宅の耐震診断 補助率：2/3(国1/3、市1/3)。 限度額：8.6万円 ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断 補助率は2/3(国1/3県1/6、市1/6) 限度額：60万円 ・戸建て木造住宅の耐震改修工事 補助率：1/2(国1/4、市1/4) 限度額：60万円	本市の木造住宅の耐震化率は64%と全国平均の82%と比べても低い状況にある。また昨年の熊本地震後いつ大規模地震が発生してもおかしくない状況にあり、市民の生活の拠点となる住宅の耐震化の促進は緊急の課題であることから、事業の実施により、耐震化を支援することで、既存建築物の耐震化を促進させ、安全で安心なまちまちづくりを目指す。

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費)　(単位：千円)		342	114	725	10,000	10,000	10,000	10,000
財源内訳	国県支出金	171	57		10,000	10,000	10,000	10,000
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)	171	57	725				

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	事業利用案内のダイレクトメールの発送 ・平成28年度は地震により実施不可	件	計画	－	296	200	200	200	200
			実績	1032	501	174	200	0	－
②	広報やつしろへの記事掲載回数	回	計画	－	1	2	2	2	2
			実績	1	1	1	1	1	－
③			計画	－	－	－	－	－	
			実績	－	－	－	－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	事業の実施件数	耐震診断・改修を実施した建築物の件数を指標として設定した。（平成29年度からは耐震化支援事業の利用件数を指標とする。）	件	計画	－	10	10	10	30	32
				実績	4	3	5	2	14	－
②	建築物の耐震に関する相談、協議件数	事業の広報、周知の効果として事業利用のための相談、協議件数を指標として設定した。	件	計画	－	20	20	20	20	30
				実績	16	25	12	7	70	－
③				計画	－					
				実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【計画上の位置付け】 耐震性の低い民間建築物の耐震化を支援することにより、「安心で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 熊本地震を受け相談や問い合わせ等が急増していることから地震発生時における市民の生命・財産等に係る被害の軽減を図る上で、必要であると判断する。 【市が関与する必要性】 耐震改修促進法において国や地方公共団体の役割が明記されていることから住民の最も身近な行政として、市が関与することは妥当であると判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業の達成状況】 事業開始から耐震診断事業の実施件数は、7年間で30件である。年間10件の事業実施を予定しているが、年平均4.3件である。 【事業内容の見直し】 建築物所有者への広報・周知は、耐震化の重要性をより理解してもらい耐震化を促進させるために有効な手段であると考える。広報・周知の内容・方法等について検討を行う必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	【民間委託等】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【他事業との統合・連携】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【人件費の見直し】 耐震診断・改修は、専門的な知識を必要とすることから、専任はなじまないと思われる。 【受益者負担の適正化】 補助基本額及び負担率は、国の要綱等に基づき算定しており受益者負担としては適正を思われる。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　● 5 市による実施（現行どおり）　6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 昨年は熊本地震の影響もあり、問合せが大幅に増加したことから補正予算で対応行ったが、申請件数は最終的に14件にとどまっている。 また、地震の記憶も薄れつつあり、、耐震に対する市民の意識低下が懸念される。 耐震化の重要性の啓発及び事業の周知の手法を検討し、木造住宅の耐震化の促進に努めていく。

外部評価の実施		有：外部評価	実施年度	平成23年度
改善進捗状況等	H28進捗状況	2. 一部対応		
	H28取組内容	熊本地震の影響もあり、例年行っているダイレクトメールによる事業周知は実施できなかったが、本市で実施した被災建築物応急点検及び電話による問合せにおいて本事業の周知を行った。 また、予定戸数についても補正予算により当初の3倍の予定戸数を確保した。		

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 繰越等がでないよう努めて欲しい。

No	4280926

事務事業票

所管部長等名	建設部長　湯野　孝
所管課・係名	建築指導課　指導係
課長名	宮端　晋也

評価対象年度	平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2	
施策の体系(八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大ー中ー小)	3	—	12	—	20	
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目					
	具体的な施策と内容	3	耐震化の推進及び建築物の安全対策		施策小項目					

事務事業の概要(全体事業の内容)	耐震改修促進法の改正により要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断の実施とその結果を平成27年12月31日までに報告することが義務化されたことから、国及び県の補助制度を活用して建築物の所有者に対し、その耐震診断費用の一部を補助するもの。
実施手法(該当欄を選択)	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他(　　)
補助金事業該当	● 補助金(主な補助先：要緊急安全確認大規模建築物の所有者　　)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、八代市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金交付要領

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務(該当欄を選択)	
	平成25年度	平成27年度		● 1 義務である ○ 2 義務ではない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象(誰・何を)	要緊急安全確認大規模建築物の所有者

事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に要する費用に対して補助を行う。 ・耐震診断の補助の限度額及び補助率は、延べ床面積の区分に応じた1㎡当たりの限度額※に当該延べ床面積を乗じて得た額に耐震判定委員会の評価費用を加算した額の2/3(国1/3、県1/6、市1/6)。	耐震改修促進法で義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断費用を支援することにより、所有者の負担を軽減するとともに、耐震性を確認し、安全で安心なまちづくりを目指す。

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費)　(単位：千円)			8,546	11,067				
財源内訳	国県支出金		6,409	8,299				
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)		2,137	2,768				

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	対象建築物のうち、事業実施のために働きかけた件数	件	計画	－	0	3	1	－	－
			実績	0	0	3	1	－	－
②			計画	－					
			実績						－
③			計画	－					
			実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	事業実施件数	耐震診断を実施した建築物の件数を指標として設定した。	件	計画	－	0	2	1	－	－
				実績	0	0	2	1	－	－
②				計画	－					
				実績						－
③				計画	－					
				実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	計画上の位置付け】 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断を支援することにより、「安全で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 不特定多数の人が利用する建築物の耐震性等の確保は地震時における被害の軽減を図る上で必要であると判断する。 【市が関与する必要性】 耐震改修促進法においても、耐震改修の促進については国や地方公共団体の役割とされていることから住民の最も身近な行政として、市が関与することは妥当であると判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業達成状況】 対象となる建築物の耐震診断については平成27年度をもって終了し、当該事業は完了した。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	現行どおりでよい ● 見直しが必要	当該事業の目的は達成したため、来年度（平成29年度）の事業の実施予定はない。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	● 1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　5 市による実施（現行どおり）　6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 対象となる建築物の耐震診断は完了したため昨年で事業は終了している。

外部評価の実施			実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況			
	H28取組内容			

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4280928

事務事業票

所管部長等名	建設部長　湯野　孝
所管課・係名	建築指導課　指導係
課長名	宮端　晋也

評価対象年度	平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2	
施策の体系(八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大ー中ー小)	3	—	12	—	27	
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目					
	具体的な施策と内容	3	耐震化の推進及び建築物の安全対策		施策小項目					

事務事業の概要(全体事業の内容)	耐震改修促進法の改正により要緊急安全確認大規模建築物について、その結果を報告した要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修設計を行うものに対し、国及び県の補助制度を活用して建築物の所有者に対し、耐震改修設計費用の一部を補助するもの。
実施手法(該当欄を選択)	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他(　　)
補助金事業該当	● 補助金(主な補助先：要緊急安全確認大規模建築物の所有者　　)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、八代市要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付要領

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務(該当欄を選択)	
	平成27年度	平成31年度		○ 1 義務である ● 2 義務ではない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象(誰・何を)	要緊急安全確認大規模建築物の所有者

事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
耐震改修促進法で義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用を支援することにより、所有者の負担を軽減するとともに、耐震性を確認し、安全で安心なまちづくりを目指す。。	・要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修設計に要する費用に対して補助を行う。 ・耐震改修設計の補助の限度額及び補助率は、延べ床面積の区分に応じた1㎡当たりの限度額※に当該延べ床面積を乗じて得た額に耐震判定委員会の評価費用を加算した額の2/3(国1/3、県1/6、市1/6)

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費)　(単位：千円)				2,666	39,000	11,333	11,333	
財源内訳	国県支出金			1,999	29,250	8,166	8,166	
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)			667	9,750	3,167	3,167	

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	対象建築物のうち、事業実施のために働きかけた件数	件	計画	－	－	－	3	3	1
			実績				3	3	－
②			計画	－					
			実績						－
③			計画	－					
			実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	事業実施件数	耐震化支線事業を実施した建築物の件数を指標とした。		計画	－	－	－	3	2	1
				実績	－	－	－	1	1	－
②				計画	－					
				実績						－
③				計画	－					
				実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【計画上の位置付け】 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修設計を支援することにより、「安全で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 不特定多数の人が利用する建築物の耐震性等の確保は地震時における被害の軽減を図る上で必要であると判断する。 【市が関与する必要性】 耐震改修促進法においても、耐震改修の促進については国や地方公共団体の役割とされていることから住民の最も身近な行政として、市が関与することは妥当であると判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業達成状況】 対象建築物3件の内1件は耐震改修工事まで完了、1件については改修設計及び耐震改修工事まで今年度完了予定であり、概ね順調である。 【事業の見直し】 事業自体の進捗は順調であることこから、見直しの必要はないと考える。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	【民間委託等】 耐震改修設計を行う者に対して、補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。 【他事業との統合・連携】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【人件費の見直し】 耐震改修設計の内容確認等は、専門的な知識を必要とすることから、非常勤職員等による対応は不向きであると判断する。 【受益者負担の適正化】 補助基本額及び負担率は、国の要綱に基づき算定しており受益者負担としては適正と思われる。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　● 5 市による実施（現行どおり）　6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 当該事業の対象となる建築物は市内3件存在しており、この内2件については耐震化が完了又は事業に着手しており いる残り1件も今後事業の利用を働きかけていく。

外部評価の実施			実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況			
	H28取組内容			

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4280929

事務事業票

所管部長等名	建設部長　湯野　孝
所管課・係名	建築指導課　指導係
課長名	宮端　晋也

評価対象年度	平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	アスベスト調査分析事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2	
施策の体系(八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大ー中ー小)	3	—	12	—	29	
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目					
	具体的な施策と内容	3	耐震化の推進及び建築物の安全対策		施策小項目					

事務事業の概要(全体事業の内容)	昭和31年から平成元年に建設された延べ面積が1000㎡を超える不特定多数のものが利用する建築物(特定建築物)のうち、平成17年の調査において調査結果がロックウールとして報告され、吹き付けアスベストの6種類の分析を行ってないものについて再調査を実施するもの。(対象物件　12件　未調査　2件)
実施手法(該当欄を選択)	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他(　　)
補助金事業該当	● 補助金(主な補助先：対象建築物の所有者　　)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	八代市アスベスト分析事業補助金交付要領

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務(該当欄を選択)	
	平成28年度	平成29年度		○ 1 義務である ● 2 義務ではない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象(誰・何を)	建築物の所有者

事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
昭和31年から平成元年に建設された延べ面積が1000㎡を超える不特定多数のものが利用する建築物(特定建築物)のうち、平成17年の調査において調査結果がロックウールとして報告され、吹き付けアスベストの6種類の分析を行ってないものについて再調査を実施するもの。	分析の結果、アスベストが含有されている場合、封じ込め、除去及び解体等の措置を行うように指導し、アスベストの飛散防止に努める。

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費)　(単位：千円)				330				
財源内訳	国県支出金			330				
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)							

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	アスベスト分析実施の働きかけ		計画	－	－	－	－	2	－
			実績	－	－	－	－	2	－
②			計画	－					
			実績						－
③			計画	－					
			実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	アスベスト分析の実施件数	アスベスト分析が行われていない民間建築物の分析実施件数を指標として設定した。	件	計画	－	－	－	－	2	－
				実績	－	－	－	－	2	－
②				計画	－					
				実績						－
③				計画	－					
				実績						－

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check）事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【計画上の位置付け】 アスベストの含有の有無を調査し、含有されている場合、飛散防止対策等の指導を行うことで「安全で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等】 アスベストの飛散による健康被害への懸念防止は必要であると判断する。 【市の関与の必要性】 当該事業は国の補助を受けて行うこととなっておりから、事業主体は市である必要がある。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業達成状況】 1000㎡以上の民間建築物におけるアスベスト分析調査は完了したことから、事業の目的は達成されたと考えている。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	現行どおりでよい ● 見直しが必要	当該事業の目的は達成されたため、今年度の事業の実施予定はない。 ただし、今後、小規模な建築物についても新たに調査の対象となることが考えられるため国の動向を注視する必要がある。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）	2 民間実施	3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等）
	● 4 市による実施（要改善）	5 市による実施（現行どおり）	6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 今後、小規模な建築物についても新たに調査の対象となることが考えられるため国の動向を注視する必要がある。		

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし